

# 稲美町通学路交通安全基本方針

—通学路の安全確保に関するプログラム—

平成27年3月

稲美町通学路交通安全対策協議会

## 1. 基本方針の目的

平成 24 年4月、京都府亀岡市において登校中の児童の列に軽自動車が突っ込み、多数の死傷者が出る事故が発生しました。その後も、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、稲美町では同年7月に通学路の危険箇所調査を行い、同9月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施しました。これをもとに必要な対策について協議し、実施してきました。

平成 25 年度以降も引き続き安全対策に取り組んできましたが、今後も継続した通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「稲美町通学路交通安全基本方針」を策定しました。

今後は、本基本方針に基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図っていきます。

## 2. 通学路交通安全対策協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路交通安全対策協議会」を設置しました。本基本方針は、この会議で議論し、策定しました。

- ・兵庫県加古川土木事務所
- ・兵庫県加古川警察署
- ・小中学校
- ・小中学校PTA代表
- ・稲美町経済環境部危機管理課
- ・稲美町地域整備部土木課
- ・稲美町教育委員会教育政策部教育課

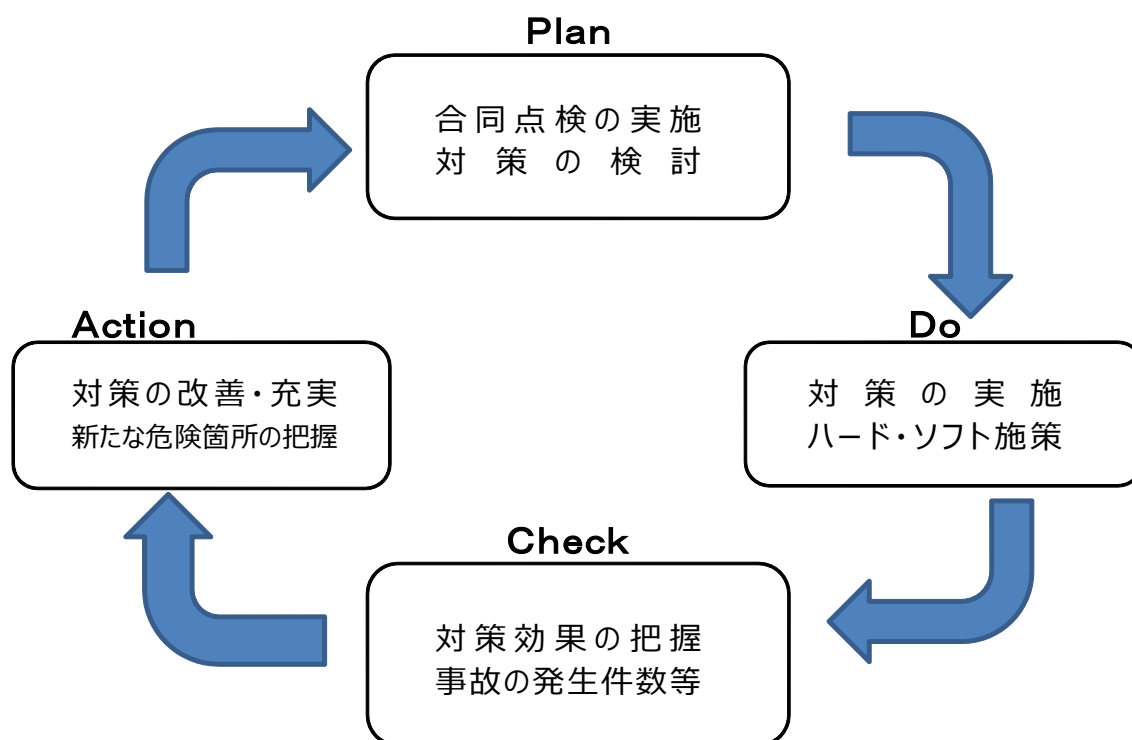
## 3. 取り組み方針

### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、今後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取り組みをPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

## 【通学路安全確保のためのPDCA サイクル】



### (2) 定期的な合同点検

- ・町内の小中学校について、毎年年度当初各校で危険箇所を抽出し、通学路安全対策協議会で点検を実施します。
- ・効率的、効果的に合同点検を行うため、各校から通学路の安全点検をもとに危険箇所を報告していただき、これをもとに実施します。

### (3) 対策の検討

- ・合同点検の結果などから明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、グリーンベルト、注意喚起看板や横断歩道設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など具体的な実施メニューを検討します。

### (4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

#### (5) 対策効果の把握

・対策実施後、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全を感じているのか等を確認するため、学校への調査を実施するなど、対策効果の把握を実施します。

#### (6) 対策の改善・充実

・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

### 4. 対策の内容等の公表

・小中学校ごとの点検結果や対策内容については、「箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、関係者間で認識を共有するために公表します。